

令和4年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="299 604 1160 825">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1539 914 1602"><u>令和4</u>年4月</p> <p data-bbox="902 1934 1258 1963">最終改正 <u>令和4</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1555 604 2415 825">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1801 1539 2169 1602"><u>令和3</u>年4月</p> <p data-bbox="2157 1934 2513 1963">最終改正 <u>令和3</u>年4月1日</p>	

令和4年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第110条 担当技術者</b>                  2. <b>測量業務</b>における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p><b>第118条 成果物の提出</b>                  4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。                  「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。                  なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<b>令和3年3月</b>）」に基づくものとする。</p> <p><b>第120条 検査</b>                  3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                  (1) 測量業務成果物の検査                  (2) 測量業務管理状況の検査                  測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                  なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<b>令和3年3月</b>）」に基づくものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第110条 担当技術者</b>                  2. <b>測量作業</b>における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p><b>第118条 成果物の提出</b>                  4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。                  「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。                  なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<b>平成30年3月</b>）」に基づくものとする。</p> <p><b>第120条 検査</b>                  3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。                  (1) 測量業務成果物の検査                  (2) 測量業務管理状況の検査                  測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                  なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・<b>平成30年3月</b>）」に基づくものとする。</p>	